

令和7年度

オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業

【専門家派遣（省エネルギー診断）募集要項】

○ 専門家派遣 申込期間

令和7年4月15日（火） 9時～

同年6月30日（月） 16時30分

○ 申込方法

公社HPの電子申込フォームよりお申込みください。

https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/building_energy.html



オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業

検索

【エネルギー対策支援事務局】03-4431-3761



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

目次

1	事業目的.....	2
2	事業概要.....	2
3	申込資格.....	5
4	専門家派遣 申込方法.....	8
5	支援事業者の決定	8
6	支援決定後の注意事項	9
7	申込に必要な入力項目及び書類.....	10
8	反社会的勢力排除に関する誓約事項	12
9	申込に際して提出された情報の取扱いについて.....	13
10	【参考】日本標準産業分類表	14

1 事業目的

国際情勢の変動等による原油等の価格高騰の長期化やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の企業活動の不安定化が懸念されています。そこで、都内に所有しているオフィスビル等の省エネ化、創エネ化を推進することで、都内中小企業の経営基盤を安定化させるとともに、都全体のエネルギー消費量を大幅削減することができるよう、専門家派遣や助成金による設備等の導入を支援します。

2 事業概要

(1) 専門家派遣支援

項目	詳細
支援対象者	都内にオフィスビル等を所有する中小企業者（個人事業主を含む） ※ 1 事業者につき 1 申込に限ります。 ※ 1 事業者につき 1 事業所に限ります。
支援内容	設備更新等を検討している、都内にオフィスビル等を所有する中小企業者からの申込に対し、エネルギー効率化の専門家が訪問し、現地調査や助言等を実施。
支援実施場所	東京都内にあるオフィスビル等 ※ 専門家を派遣したオフィスビル等が、助成金を申請する際の取組実施場所となります。 ※ 遠隔地等の場合、Web 会議システム等を活用したりリモート支援となることがあります。
費用	無料
実施期間	専門家派遣支援事業者決定次第順次、令和 7 年 9 月 30 日まで（予定） ※ 申込期間内であっても、予算に達し次第、申込受付を終了する場合があります。 ※ 専門家派遣の実施日については、日程調整の関係で希望より遅れる場合があります。

(2) 助成金支援（任意活用）

省エネルギー診断を受け、診断報告書を受領した事業者を対象に、診断報告書に記載された省エネ化、創エネ化に資する設備導入に必要な経費を助成します。助成金申請に際しての募集要項は別途公表予定の「オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業助成金 募集要項」をご参照ください。

項目	詳細
対象者	・ 上記「(1) 専門家派遣支援」を受けた事業者 ・ クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）の省エネルギー診断（省エネコンサルティング含む）を受けた事業者 ・ 一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断を受けた事業者 ※ いずれも実施から 3 年以内のもの

項目	詳細		
申請に必要な G ビズ ID	デジタル庁が運営する電子申請システム j Grants にて申請いただくため、申請時に G ビズ ID プライムが必要となります。G ビズ ID プライムとは、法人又は個人事業主の方が各種行政サービスを電子申請いただくために、ご利用いただけるログインアカウントです。助成金活用予定の方は、あらかじめデジタル庁の「GBizID」(https://gbiz-id.go.jp/top/) のページにて、ID を取得していただきますようお願いいたします。		
助成対象経費	(1) の専門家派遣 (省エネルギー診断) 等において専門家が必要と認めた省エネ化、創エネ化に資する設備更新等に必要な経費の一部 [例] ・高効率空調設備 ・高効率照明器具 (LED) ・高効率照明器具 (誘導灯) ・高効率変圧器 ・デマンド監視装置 ・BEMS ・インバータ制御 ・遮熱・断熱施工 ・高効率全熱交換器 ・太陽光発電システム ・人感センサー ・変圧器の統合・停止 ・節水設備 ・高効率給湯設備 ・高効率冷蔵・冷凍設備・その他、省エネ化、創エネ化に資する設備 ※収益 (収入) の増加を直接の目的とする経費は対象外です。 ※居住部分に係る経費は対象外です。		
助成対象期間	交付決定日の翌日から 1 年間		
助成率	助成対象経費の 2 / 3 以内	助成限度額	3,000 万円 (下限額 100 万円)
申請受付	令和 7 年 8 月上旬 (予定)	交付決定	令和 8 年 3 月下旬 (予定)

(3) 事業実施の流れ

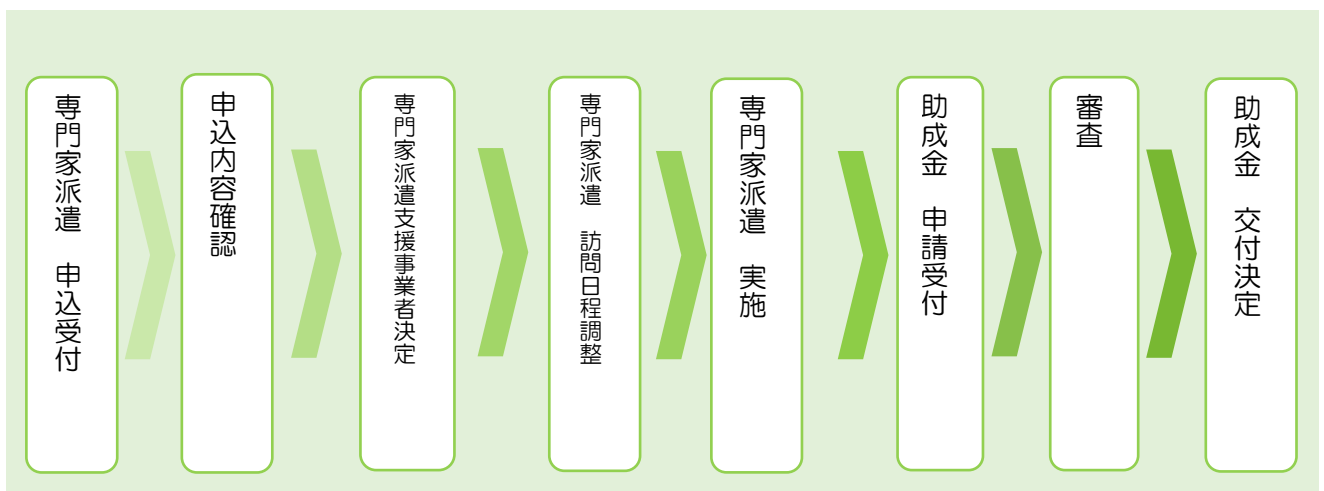
■専門家派遣支援

- ① 申込フォームより必要書類 (専門家派遣申込書) を添付の上、専門家派遣支援にお申込みください。
専門家派遣申込書には事業者の基本情報の入力、誓約項目による申込資格の確認をしていただきます。
- ② 事務局にて、専門家派遣申込書の内容を確認いたします。
- ③ 内容確認後、事務局より「専門家派遣 (省エネルギー診断) 支援事業者決定」のご案内をいたします。ご案内後、省エネルギー診断を実施するクール・ネット東京 (東京都地球温暖化防止活動推進センター) より事前調査書や追加資料の提出依頼やオフィスビル等へ伺う日程、当日ご用意いただく資料等についてご調整させていただきます。
- ④ クール・ネット東京 (東京都地球温暖化防止活動推進センター) の専門家が実際にオフィスビル等に伺います。派遣終了後、専門家が診断報告書を作成し、送付いたします。なお、助成金申請時には診断報告書の写しをご提出いただきます。

※ 専門家派遣申込の詳細手順は、P8「4 専門家派遣 申込方法」以降をご確認ください。

■助成金支援

- ① 申請日までの過去３年間に、上記の「専門家派遣支援」、クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）の実施する省エネルギー診断（省エネコンサルティング含む）又は一般財団法人省エネルギーセンターの実施する省エネ最適化診断を受けた事業者は、その助言に基づく取組に係る経費について助成金に、別途申請していただきます。
- ② 事務局にて、申請内容を審査いたします。
※ ただし、助言に基づく取組であっても、審査の結果、対象経費と認められない場合があります。
- ③ 審査ののち、該当事業者について助成金の交付決定を行います。
※ 交付決定は助成金支払ではありません。助成の対象とできる上限額を決定したものです。
助成金の支払額は、交付決定後に実際に取り組んだ内容を完了報告で報告いただき完了検査の結果、確定することになります。



3 申込資格

申込にあたっては、次の(1)～(9)の全ての資格を満たす必要があります。助成金に申請する場合、助成対象期間が終了するとき（それより前に助成事業が完了する場合は、その完了時）まで、この資格を満たす必要があります。

(1) 東京都内にオフィスビル等を所有していること。

(2) 当該オフィスビル等にテナント(※)として中小企業者が一者以上入居していること。

※テナントとは借り受ける賃借人のことであり、申請者以外の中小企業者が当該オフィスビル等に入居していることが必要。

(3) 当該オフィスビル等の年間エネルギー使用量(原油換算値)が、原則として 1,500kL 未満の事業所であること。

(4) 中小企業者で、大企業(※1)が実質的に経営に参画(※2)していないこと。

- ・本事業における中小企業者とは、会社(株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社)及び個人事業者をいう。
- ・中小企業者に該当する法人は以下のとおり。業種名は日本標準産業分類に基づく。

業種	資本金及び従業員
製造業、情報通信業（一部はサービス業に該当）、建設業、運輸業、その他	3 億円以下又は 300 人以下
卸売業	1 億円以下又は 100 人以下
サービス業	5,000 万円以下又は 100 人以下
小売業	5,000 万円以下又は 50 人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下又は 900 人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下又は 300 人以下
旅館業	5,000 万円以下又は 200 人以下

※1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

(5) 専門家派遣申込時点で次のいずれかに該当すること。

- ア 法人：日本国内に登記簿上の事業所（本店または支店）を有していること。
- イ 個人事業者：日本国内で開業届を提出又は確定申告を行っていること。

(6) 申込に必要な書類を全て提出できること。(P11「7(2) 申込に必要な書類」参照)

(7) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。

(8) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

(9) P12「8 反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後も該当しないことを誓約すること。

○助成金の申請をお考えの方へ

助成金に申請される場合、上記の専門家派遣の申込資格に加えて以下の申請要件も満たしている必要があります。

- ①同一テーマ・内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成等を受けていないこと。
- ②本助成事業の同一年度の申請は、一企業につき一件であること
- ③同一テーマ・内容で、公社が実施する助成事業（他の事業を含む。）に申請していないこと。ただし、過去に本事業及びその他の事業において、採択されたことがない場合は、この限りではない。
- ④事業税等を滞納していないこと。
- ⑤東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- ⑥申請日までの過去 5 年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑦過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去 5 年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。
- ⑧民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況が存在しないこと。
- ⑨助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- ⑩その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと。

4 専門家派遣 申込方法

本事業の利用を希望される場合は、本申込受付期間内に以下のとおり申込を完了させてください。

(1) 申込方法

申込フォームの URL より必要事項をご入力ください。

(2) 申込期間

令和 7 年 4 月 15 日（火曜日）9 時 00 分～同年 6 月 30 日（月曜日）16 時 30 分

※ 期間内であっても予算に達し次第、申込受付を終了する場合があります。お早めにお申し込みください。

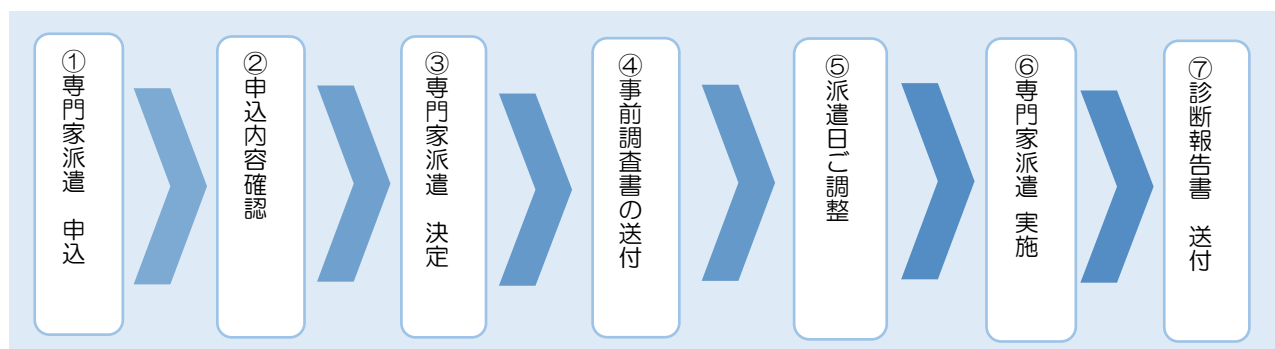
(3) 留意事項

- ①申込は、申込フォームでの受付となります。
- ②申込フォーム入力内容は、送信後の加筆・修正等できません。
- ③必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ④インターネット通信等、申込に係る経費は申込者の負担となります。

5 支援事業者の決定

(1) 決定までの流れ（①、④は申込者に行っていただく事項です）

- ①申込フォームより、必要書類（専門家派遣申込書）を添付の上、お申込みください。
- ②事務局にて、専門家派遣申込書の内容を確認させていただきます。
- ③内容確認後、事務局より「専門家派遣 支援事業者決定」のご案内をいたします。
- ④省エネルギー診断を実施するクール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）より事業者の連絡担当者へ更新等を検討している設備等について確認するための事前調査書を送付しますので、記入して返送していただきます。また、追加で資料提出をご依頼させていただく場合もございます。
- ⑤クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）より、事業者の連絡担当者に訪問の日程調整、当日ご用意いただく資料等の連絡をいたします。
※専門家派遣の実施前に、更新等を検討している設備の見積書を取得することをお勧めします
- ⑥クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）の専門家が実際に事業所等に伺います。まず、事前調査書や当日ご用意いただいた資料等を基に現状のヒアリングを行います。その後、オフィスビル等の更新等を検討している設備をチェックし、口頭で簡単な設備更新等のメリットについて助言します。（最大 2 回）。
- ⑦派遣終了後、専門家が支援レポートを作成し、事業者の連絡担当者宛に送付します。



(2) その他

- ①支援決定の結果等に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねます。
- ②支援事業者として決定された場合、事業者名が公表される場合があります。

6 支援決定後の注意事項

(1) 支援の中止

支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援を中止する場合があります。

- ①支援事業者が支援の受け入れを拒否したとき。
- ②支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。
- ③P 5「3 申込資格」に記載する要件を満たさなくなったとき。
- ④その他、公社が支援の継続が困難であると判断したとき。

(2) 支援決定の取消し

支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援決定を取消し、不正の内容、申込者及びこれに協力した関係者等の公表をする場合があります。

- ①申込内容と異なる事実が認められたとき。
- ②偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- ③東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
- ④その他、公社が支援事業者として不適切と判断したとき。

7 申込に必要な入力項目及び書類

申込フォームより、専門家派遣申込書を添付の上、お申し込みください。

(1) 専門家派遣申込書入力事項

入力項目		備考
申込者（オフィスビル等の所有者）	本店登記所在地	（法人）履歴事項全部証明書に記載されている本店の所在地 （個人）居住地
	会社名（屋号）	（法人）会社名 （個人）屋号がある場合は屋号を入力してください。ない場合は「なし」と入力してください。
	代表者氏名	
	資本金	※ 法人のみ 個人の場合は「0」と入力
	従業員数	※ パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、解雇の予告を必要とする人員は従業員に含みます。
	業種	日本標準産業分類の中分類を入力してください。 ※ P14「【参考】日本標準産業分類表」を参照してください。
本申込の書類送付先等	書類送付先名称	診断報告書等の書類送付先の名称を入力してください。
	書類送付先住所	診断報告書等の書類送付先の住所を入力してください。
	部署・役職・氏名	日中連絡が取れる担当者 ※ 原則、自社の社員を担当者としてください。
	担当者連絡先	日中連絡が取れる電話番号
	担当者 E-mail	日中連絡が取れるメールアドレス
診断先オフィスビル等	名称	診断先オフィスビル等の名称を入力してください。
	所在地	診断先オフィスビル等の郵便番号、住所を入力してください。
	竣工（年月）	竣工年月を入力してください。
	建物延べ床面積（㎡）	建物延べ床面積を入力してください。
	階数	階数を入力してください。
	入居テナント数	入居しているテナント数を入力してください。
	うち、中小企業者数	上記テナント数のうち、中小企業者数を入力してください。
	年間電気使用量（kWh）	年間電気使用量を入力してください。
	年間都市ガス使用量（㎡）	年間ガス使用量を入力してください。
	その他の燃料年間使用量	その他の年間エネルギー使用量を入力してください。
	その他の燃料年間使用量	その他の年間エネルギー使用量を入力してください。
更新等を検討している設備		助成金申請により更新等を検討している設備に☑してください。 「その他、省エネ化、創エネ化に資する設備」に☑した場合は、具体的な設備名を入力してください。 ※☑していただいた設備が省エネルギー診断の対象となります。
誓約項目（12 項目）		7（3）参照

- ※ 専門家派遣の実施前に、更新などを検討している設備の見積書を取得することをお勧めします
- ※ 別途、省エネルギー診断を実施するクール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）より、現地調査前に、事前調査書の提出を依頼させていただきます。また、会社案内やオフィスビル等の資料、更新等を予定している設備の資料等について追加提出を依頼させていただく場合がございます。さらに、現地調査時に追加資料をご用意いただく場合もございます。

（２）申込に必要な書類

法人／個人	必要な書類
法人・個人 共通	・ 専門家派遣申込書

（３）誓約項目

- ①都内にオフィスビル等を所有しています。
- ②当該オフィスビル等にテナント（※）として中小企業者が一者以上入居しています。
※テナントとは借り受ける賃借人のことであり、当社以外の中小企業者が当該オフィスビル等に入居しています。
- ③当該オフィスビル等の年間エネルギー使用量（原油換算値）が、原則として 1,500kL 未満です。
- ④中小企業基本法第 2 条に該当する中小企業者（会社又は個人事業者）です。
- ⑤大企業が実質的に経営に参画する「みなし大企業」ではありません。
・大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上（複数で 3 分の 2 以上）を所有又は出資していないこと
・大企業の役員または職員を兼ねているものが役員総数の 2 分の 1 以上含まれていないこと
- ⑥専門家派遣申込時点で下記ア・イのいずれかに該当します。
ア 法人：日本国内に登記簿上の事業所を有していること。
イ 個人事業者：日本国内で開業届を提出又は確定申告を行っていること。
- ⑦申込に必要な書類はすべて提出いたします。公社から別途必要な書類を求められた場合も提出いたします。
- ⑧東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではありません。
- ⑨公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではありません。
- ⑩「反社会的勢力排除に関する制約事項」（P12 8 参照）について誓約します。
- ⑪この募集要項（個人情報取得等を含む）の内容について同意します。
- ⑫申込内容に虚偽の記載はありません。

8 反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、申込をするにあたって、また、専門家派遣の期間中および終了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ①前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ②前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ④前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ⑤その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

9 申込に際して提出された情報の取扱いについて

(1) 利用目的

提出された情報は当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のみに使用します。

ただし、経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

アンケート調査等を辞退される方は、本事業担当者までご連絡ください。

(2) 第三者への提供（以下の通り行政機関へ提供する場合があります。）

項目	詳細
目 的	ア 当公社からの行政機関への事業報告 イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
内 容	氏名、連絡先等、申請書記載内容
手 段	電子データ、プリントアウトした用紙

※上記「目的」の「イ」を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

<個人情報の取扱いについて>

当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。

また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。

詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>

10 【参考】日本標準産業分類表

大分類		中分類	
A	農業、林業	01	農業
		02	林業
B	漁業	03	漁業(水産養殖業を除く)
		04	水産養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業	06	総合工事業
		07	職別工事業(設備工事業を除く)
E	製造業	08	設備工事業
		09	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
G	情報通信業	36	水道業
		37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		390	管理、補助的経済活動を行う事業所
		391	ソフトウェア業
		3911	受託開発ソフトウェア業
		3912	組込みソフトウェア業
		3913	パッケージソフトウェア業
		3914	ゲームソフトウェア業
		392	情報処理・提供サービス
		3921	情報処理サービス業
		3922	情報提供サービス業
		3923	市場調査・世論調査・社会調査業
		3929	その他の情報処理・提供サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
		410	管理、補助的経済活動を行う事業所
		411	映像情報制作・配給業
		412	音声情報制作業
		413	新聞業
		414	出版業
		415	広告制作業
		416	映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業

業種区分

業 種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5000万円以下又は100人以下
小売業(飲食業を含む)	5000万円以下又は50人以下

大分類		中分類	
H	運輸業、郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附随するサービス業
		49	郵便業(信書便事業を含む)
		50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
I	卸売業、小売業	52	飲食料品卸売業
		53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	繊維・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業、保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業、商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
		68	不動産取引業
K	不動産業、物品賃貸業	69	不動産賃貸業・管理業
		690	管理、補助的経済活動を行う事業所
		691	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)
		692	貸家業、貸間業
		693	駐車場業
		694	不動産管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業(他に分類されないもの)
		73	広告業
M	宿泊業、飲食サービス業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
		75	宿泊業
		76	飲食店
N	生活関連サービス業、娯楽業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
		78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
O	教育、学習支援業	80	娯楽業
		81	学校教育
P	医療、福祉	82	その他の教育、学習支援業
		83	医療業
		84	保健衛生
Q	複合サービス事業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
		86	郵便局
		87	協同組合(他に分類されないもの)
R	サービス業	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業(別掲を除く)
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
		97	国家公務
S	公務(他に分類されるものを除く)	98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

分類に関するお問い合わせにはお答えできません。下記ホームページ等をご参照ください。

◆ <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>
政府統計の総合窓口(e-Stat) (<http://www.e-stat.go.jp/>)

複数事業を行っている場合の考え方については、下記ホームページをご参照ください。

◆ http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf
総務省「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて」